

愛称ロード標識撤去業務委託仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は愛称ロード標識撤去業務（以下「委託業務」という。）について適用する。
- (2) 委託業務はこの仕様書に基づき作業し、疑義が生じた場合は、県観光推進課の指示により実施することとする。

2 委託業務の内容

- ・ 愛称ロード標識（以下「標識」という。）の撤去
 - ア 作業箇所
県内にある 14 基の標識の撤去（別紙 1 参照）
 - イ 作業内容
 - ① 事前に、標識が設置されている現地に赴き、基盤部分から掘り起こして撤去可能かの調査を行うこと。
基盤の掘り起こしにより崖崩れ等の恐れがある場合や、地盤の補強機能を有する基盤となっている標識の箇所については、県へ報告を行うこと。
 - ② 基盤から撤去可能な標識は掘り起こして撤去を行う。
※原則、基盤から完全撤去を行うこと。
 - ③ 撤去後は、土での埋め戻しを行い現状回復を行うこと。
 - ④ 撤去した標識については、受託事業者で処分を行うこと。
- ・ その他
標識に係る工事作業をするにあたり、土木事務所へ申請書等を提出する必要があるため、事前に県へ作業等の日程を報告すること。
また、施工に当たって、道路等を占有・使用する際は、受託事業者が事前に警察署へ確認を行い、道路許可申請書等の必要な書類を提出すること。

3 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 成果物について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任

を負うこととする。

4 施工管理

- (1) 着手前に、現地調査の上、工法、手順を記載した施工計画書等の必要書類を県観光推進課に提出し、承認を受けること。
- (2) 施工に当たっては、安全管理・事故防止を徹底すること。
- (3) 必要に応じて樹木の移植や看板等の移設を行う場合を除き、施工後は原状に回復すること。

5 業務実施報告等

委託業務終了後、次に掲げるものを県観光推進課まで提出すること。

- (1) 業務実施報告書（任意様式）
更新前後の案内板の写真、更新箇所の詳細な写真、それぞれの案内板の寸法及び県観光推進課が別途指示する事項を記載の上、A4版で2部提出すること。
- (2) 次の電子データを保存したCD-R又はDVD-R
 - ・ 更新前後の案内板の写真、更新箇所の詳細な写真等の電子データ
 - ・ Adobe Illustrator等の元データを再現できる電子データ
 - ・ PDF形式で保存した電子データ

6 委託料の支払い

委託業務完了後の精算払いとする。

7 納入期限

令和9年3月19日（金）

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。